

令和2年(2020年)

6/1

No.1431



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES
HOST CITY

区のおしらせ

ちゅうおう

引き続き、外出する場合は**3つの密**が重なる場面を避け、
人と人との間隔を約2m空けて行動してください。

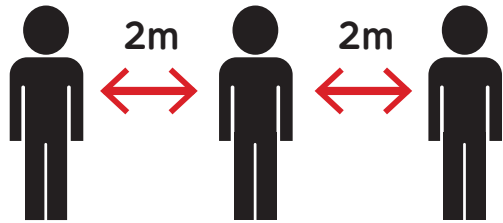
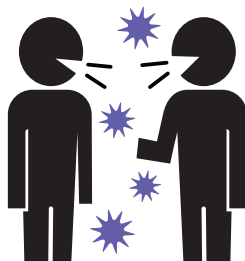
①換気の悪い
密 閉空間



②多くの人の
密 集する場所



③近距離での
密 接した会話



ソーシャル ディスタンス
(適切な距離)を保ちましょう

特別定額給付金(10万円給付)の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に、特別定額給付金を支給します。

支給対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている区民

支給額

対象者1人につき10万円

申請方法

郵送による申請

特別定額給付金の受給権を有す

る方(世帯主)宛てに、申請書および申請方法などを記載した案内書、返信用封筒を順次郵送しています。

申請書がお手元に届きましたら、案内書を参考に世帯主(申請・受給者)および世帯員の氏名を確認するとともに、振込先の口座番号など必要事項を記入し、本人確認書類や通帳の写しなどを添付の上、返信用封筒で返送してください。

オンライン申請(マイナンバーカードを所持されている方が利用できます)

マイナポータルサイトの「ぴっ

たりサービス」にある特別定額給付金の申請画面から申請してください。

◎振込先口座の入力および振込先口座の確認書類のアップロードが必要です。

◎オンライン申請の場合、電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。

申請受付期限日

8月21日(金)まで

支給時期

給付金の申請書をご提出いただいた後、順次振り込みます。

◎特別定額給付金については、区のホームページでもお知らせしています。

◎区役所から電話で口座番号を問い合わせたり、ATM(現金自動預払機)の操作を依頼したりすることは絶対にありません。給付金を装った振り込め詐欺にご注意ください。

問 104-8404

中央区築地1-1-1
中央区特別定額給付金コールセンター

☎(6281)5071

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

支給対象者

①令和2年3月31日時点で区内在住の令和2年4月分の児童手当受給者

②令和2年2月29日時点で区内在

住の令和2年3月分の児童手当受給者(令和2年3月まで中学生だった児童などがいる方)

◎特例給付受給者(児童1人につき月額5,000円受給している方)は対象外です。

◎令和2年4月1日以降に公務員を退職された方や中央区に転入された方は、前勤務先や前住所地へお問い合わせください。

支給額

児童1人につき10,000円

申請方法

一般受給者(中央区で児童手当を受給している方)

申請は必要ありません。詳しくは、6月1日以降に支給対象者へ順次お送りする通知をご確認ください。

公務員(勤務先で児童手当を受給している方)

勤務先から配布される申請書に児童手当を受給していることの証明を受け、郵送で子育て支援課へ

申請してください。申請期間は7月1日(水)から14日(火)までです。

支給日

一般受給者

6月30日(火)(予定)

◎振込先は、児童手当の登録口座です。

公務員

7月31日(金)(予定)

◎申請が遅れた場合は、給付金の支給が8月以降になります。

問 子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

症状がある方はこちら

帰国者・接触者電話相談センター

受付時間	設置機関	電話番号
月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・休日を除く)	中央区保健所コールセンター	☎(3541)5254
月～金曜日の午後5時～翌午前9時 土・日曜日、祝日・休日の終日	都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター	☎(5320)4592

区施設の運営状況や事務事業の実施状況などについて

中央区緊急事態措置相談センター
午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日・休日を除く)
☎(6281)5070

◎開設期間および時間については変更する場合があります。

ハッピー買物券2020事務局からのお知らせ(販売場所の変更)

「区のおしらせ ちゅうおう」5月1・11日号でお知らせした「区内共通買物券(ハッピー買物券2020)」の販売場所として区役所1階臨時窓口および区内郵便局も予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、

中止します。代わりに、販売する区の施設を増やします。詳しくは「区のおしらせ ちゅうおう」6月11日号および事前申し込みの結果通知をご確認ください。

問 ハッピー買物券2020コールセンター
☎050(3850)7829

都の要請・指示などの措置に対する疑問や不安などについて

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
午前9時～午後7時(土・日曜日、祝日・休日を含む毎日)
☎(5388)0567

最新の情報は
区のホームページを
ご確認ください。



5月20日時点の情報に基づき作成しています。



「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回6月11日号は新聞折り込みです。

凡例

お問い合わせ(申込)先

HPホームページアドレス

Eメールアドレス

区のおしらせ
ちゅうおう



区の公式SNSなど



建築物の耐震化相談

今後首都圏で、マグニチュード7クラスの直下型地震が発生するといわれています。区では、次のような耐震化支援を行っています。

耐震化アドバイザー制度

耐震化に関する疑問や相談にお答えする耐震の専門家を無料で派遣し別表1

		項 目	助成金の限度額など
木造建築物	住 宅	簡易耐震診断	・ 無料(区職員が実施します)
		耐震診断・補強計画	・ 診断費用の全額(限度額なし)
		耐震補強工事	・ 工事費用の1/2(限度額 300万円) ・ 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 300万円)
		簡易補強工事 (一部屋補強など)	・ 工事費用の1/2(限度額 150万円) ・ 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 150万円)
	業務商業 建築物	耐震診断・補強計画	・ 診断費用の2/3(限度額 50万円) (所有者が法人の場合は、中小企業であることなど)
木造建築物以外	住 宅	耐震診断	・ 診断費用の全額(限度額 50万円)
		補強設計	・ 設計費用の全額(限度額 50万円)
		耐震補強工事	・ 工事費用の1/2(限度額 300万円) ・ 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 300万円)
	業務商業 建築物	耐震診断	・ 診断費用の2/3(限度額 50万円) (所有者が法人の場合は、中小企業であることなど)
	分譲マンション	耐震診断	・ 診断費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)
		補強設計	・ 設計費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)
		段階的 耐震補強工事	第一段階 ・ 工事費用の1/2 (限度額 1,500万円) (管理組合が申請者であることなど)
			第二段階 ・ 工事費用の1/2 (限度額 3,000万円－第一段階の助成額) (管理組合が申請者であることなど)
		耐震補強工事	・ 工事費用の1/2(限度額 3,000万円) (管理組合が申請者であることなど)

ます。

対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された建築物(緊急輸送道路沿道建築物は除く)

◎詳しくはお問い合わせください。

対 象

対象建築物の所有者または賃借人
派遣回数

- ・ 木造建築物 3回まで
- ・ 非木造建築物 5回まで

相談内容

- ・ 耐震診断や耐震補強工事の方法、費用を知りたい
- ・ 耐震化への権利者間の合意形成が難しい
- ・ 木造建築物の簡易耐震診断を実施してほしい など

耐震補強等助成制度

建築物の耐震診断や耐震性を向上させる補強工事などへの助成を別表1のとおり行っています。

ご注意ください

区役所などの関係者を装い、戸別訪問する悪質な業者がいます。被害に遭わないように、まずは区役所にお問い合わせください。

建築課構造係

☎(3546)5459

		項 目	助成金の限度額など	
木造建築物以外	一 般	賃貸マンション	耐震診断	・ 診断費用の2/3(限度額 200万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)
		補強設計	・ 設計費用の2/3(限度額 100万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)	
		耐震補強工事	・ 工事費用の1/2(限度額 1,500万円) (所有者が法人の場合は中小企業であることなど)	
	住 宅	耐震診断	・ 診断費用の全額(限度額 100万円)	
		補強設計	・ 設計費用の全額(限度額 50万円)	
		耐震補強工事	・ 工事費用の2/3(限度額 300万円) ・ 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額(限度額 300万円)	
	業務商業 建築物	耐震診断	・ 診断費用の2/3(限度額 100万円)	
	分譲マンション	耐震診断	・ 診断費用の2/3(限度額 400万円) (管理組合が申請者であることなど)	
		補強設計	・ 設計費用の2/3(限度額 200万円) (管理組合が申請者であることなど)	
		段階的 耐震補強工事	第一段階	・ 工事費用の2/3 (限度額 1,500万円) (管理組合が申請者であることなど)
			第二段階	・ 工事費用の2/3 (限度額 3,000万円－第一段階の助成額) (管理組合が申請者であることなど)
		耐震補強工事	・ 工事費用の2/3(限度額 3,000万円) (管理組合が申請者であることなど)	
		マンション 賃貸	耐震診断	・ 診断費用の2/3(限度額 200万円)
	補強設計		・ 設計費用の2/3(限度額 100万円)	
	耐震補強工事		・ 工事費用の2/3(限度額 1,500万円)	

◎助成の対象となるのは、原則として昭和56年以前に建築された建築物です。
◎特定緊急輸送道路沿道建築物の助成制度については区にお問い合わせください。

福祉センター利用案内

福祉センターでは、障害のある方の福祉の増進を図るため、相談・支援事業や各種講習会の開催および施設の提供などを行っています。

各種相談および事業

別表2のとおり

講習・講座

障害のある方の趣味と教養を高めるとともに、障害に対する理解を深め、相互の交流を図るため、陶芸、要約筆記および手話などの講習・講座を行っています。

◎講習会の日程などはその都度お知らせします。

施設の提供

会議室など

別表3のとおり

平日の他、土・日曜日、夜間(日曜日を除く)も利用できます。

浴室

家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方に、家族などの介助により入浴できる浴室を提供しています。

◎利用は、1人週1回です。

内職あっせん

自宅で内職を希望する方に装飾用小物の製作などをあっせんしています。

ふれあい作業所

働く意思と能力のある高齢の方や障害のある方などにタオル・ハンカチの袋入れなどの仕事を提供しています。

事業者の方へ

福祉センター作業室(就労継続支援(B型))およびふれあい作業所では、簡易な仕事を募集しています。また、内職として家庭でできる仕事も募集しています。

福祉バスの運行

生活介護などに通所する方や講習・講座に参加する方などを対象に、リフト付きバスを運行しています。

福祉センター管理係

☎(3545)9311

FAX(3544)0888

・仕事の提供について

ふれあい作業所

☎(3532)1577

FAX(3532)1568

別表2

事業名	利用できる方		内 容
基幹相談支援センター	障害のある方、その家族など		障害に関する総合的・専門的な相談支援
就労継続支援(B型)	18歳以上の知的障害のある方	障害福祉サービスの支給決定を受けた方	就業に必要な作業および生活指導
特定相談支援	障害福祉サービスなどを利用する障害のある方		・ 基本相談支援 ・ 計画相談支援
生活介護	18歳以上で常時介護を要する主に身体・知的に障害のある方	障害福祉サービスの支給決定を受けた方	・ 生活訓練 ・ 社会適応訓練
地域活動支援センター機能訓練フォローアップ事業	65歳未満の身体に障害のある方(ただし、言語療法のみ65歳以上も可)	地域生活支援サービスの支給決定を受けた方	・ 機能回復訓練 理学療法 作業療法 言語療法(音楽療法) ・ 社会適応訓練 ・ 健康指導
高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害と診断された方または疑いのある方、その家族・支援者など		・ 相談(個別相談、専門相談) ・ 交流会 ・ 講演会
地域活動支援センターポケット中央	18歳以上で精神に障害のある方		・ 居場所の提供 ・ 相談事業 ・ 創作的活動 ・ 精神障害者デイケア

別表3

室 名	定 員	利用できる方
第1会議室(洋室)	20人	・ 区内に居住している障害のある方および保護者 ・ 区内の障害者団体 ・ 区内の障害者ボランティア団体
第2会議室(洋室)	30人	
録音室	－	
団体・ボランティア室(洋室)	－	

◎第1・2会議室は、合わせて50人での利用も可能です。

6月は環境月間～ゴミ分別 未来が変わる その一歩～

6月5日は「世界環境デー」です。これは1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。日本では、この日を「環境の日」、6月の1カ月間を「環境月間」とし、環境についての関心と理解を深めるとともに、環境活動への意欲を高めるため、さまざまな催しが行われています。

区では、平成30年3月に「中央区環境行動計画2018」を策定し、望ましい環境像「水とみどりにかこまれ地球にやさしく 未来につなぐまち 中央区」の実現に向け、各種環

境施策を推進しています。

特に地球温暖化対策としては、原因となる温室効果ガスの排出を低減するため、日々の生活や事業活動から出る二酸化炭素排出量を削減する取り組みである「中央エコアクト」の普及や、自然エネルギー機器・省エネルギー機器などの導入費助成を実施し、区内住宅や事業所の省エネルギー化を促進しています。

また、行政区域を越えた広域的な取り組みとして、二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村にお

いて森林保全活動を支援する「中央区の森」事業を推進しています。

環境月間を機会に、皆さんも生活と環境とのつながりについて、もう一度理解を深め、環境に配慮した行動を実践しましょう。

環境パネル展

身近な環境問題、リサイクルや地球環境問題に関するパネルを展示します。

展示期間・会場

- ・5月29日(金)～6月11日(木) 区役所1階ロビー
- ・6月13日(土)～25日(木) 月島区民センター1階ロビー（最終日は午後3時まで）

月島区民センター1階ロビー（最終日は午後3時まで）

- ・6月26日(金)～7月9日(木) 日本橋区民センター1階ロビー（最終日は午後3時まで）

☎環境推進課環境活動係
☎(3546)5654



ごみと資源の出し方

新型コロナウイルス感染症患者の発生が都内で継続している状況(5月19日現在)です。ごみと資源の収集は通常通り行っていますが、収集時間は今後の状況により、前後する可能性があります。ごみなどは集積所ごとに定められた時間までにお出してください。

マスクやティッシュの捨て方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、使用したマスクや鼻をかんだティッシュなどをごみに出す場合は、下記のとおり対応をお願いします。

- ・使用後はすぐにビニール袋などに入れて密閉した上で、透明または半透明の袋に入れる。
- ・ごみ袋を集積所に出す際は、口をしっかりと縛る。

収集作業員がごみの収集を安全に

継続して行えるよう、ご協力をお願いします。

事業所から出るごみと資源の出し方

事業活動に伴い排出されるごみ・資源は、事業者自らの責任において自己処理することが原則です。許可を受けた業者に委託するなど、適切な処理を行ってください。

ただし1回に出す量が50kg未満で、区の定めた曜日・時間・ルールに従って出せる場合は、区の収集を利用できます。その際は、必ず中央区の「事業系有料ごみ処理券(シール)」を貼って出してください。

燃やすごみ・燃やさないごみの出し方

袋の大きさと同じ容量のシールを貼って出してください。

容器で出す場合は、シールは直接容器に貼らず、ごみの上に新聞紙などを乗せて、中のごみ量に応じたシールを貼って出してください。

資源・プラスチック製容器包装(プラマーク)の出し方

事業所から出る資源・プラマークの回収は有料です。

びん、缶など、ペットボトル、プラマーク、スプレー缶、カセットコンロ用ボンベ

それぞれを別々に中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の大きさに応じたシールを貼って、指定され

た曜日に出してください。

◎家庭用の資源回収コンテナの中には、入れないでください。

新聞・雑誌・段ボール

新聞・雑誌は、高さ10cmにつき10ℓシールを1枚貼って出してください。段ボールは、2枚につき10ℓシールを1枚貼って出してください。

粗大ごみについて

事業所から排出される粗大ごみは、区では収集できません。許可を受けた処理業者へ依頼してください。

☎中央清掃事務所作業係
☎(3562)1521



TSマーク取得費用の助成

たとえ万全の注意を払っていても、いつどこで交通事故に巻き込まれるかは分かりません。事故により多額の費用を請求されるケースもあります。予期できないトラブルに備え、日頃から自転車の点検整備を行い、自転車保険には必ず加入しましょう。

TSマーク取得費用の助成

TSマークとは、自転車安全整備士が点検および整備した普通自転車に貼付されるもので、このマークには付帯保険として傷害保険と賠償責任保険が付いています。

◎普通自転車の点検および整備は有料となり、自転車の状態や整備店により金額は異なります。

対象

区内の自転車安全整備店(別表1)でTSマークを取得した区内在住者

助成額
1,000円

申請方法
以下の①～⑤を受付場所に持参、または、①～④を環境政策課交通対

策係宛てに郵送する。

- ①TSマーク付帯保険加入書(控え)のコピー
- ②中央区TSマーク取得費用助成金交付申請書
- ③中央区TSマーク交付請求書兼口座振替依頼書
- ④口座情報を確認できるもの(通帳のコピーなど)
- ⑤印鑑(浸透印は不可)

受付場所

・区役所7階環境政策課交通対策係
・駐輪場管理室(築地市場駅地下、浜町公園地下、月島駅地下、勝どき駅地下、人形町二丁目地下の5カ所)

申請期限

TSマーク加入書に記載の点検整備の日から1年間

付帯保険の内容
別表2のとおり

☎〒104-8404 中央区築地1-1-1 環境政策課交通対策係
☎(3546)5443

別表1		5月19日現在	
No	店舗名	所在地	電話番号
1	関口車販(株)	京橋2-17-11	☎(3564)0088
2	東洋物産輪業	銀座1-21-17	☎(3538)7618
3	ドン・キホーテ 銀座本館	銀座8-10 銀座ナイン3号館	☎(6215)9688
4	(有)松山自転車店	湊2-3-4	☎(3551)3860
5	(有)竹田輪業	築地2-11-2	☎(3541)6354
6	曾根輪業	築地6-16-5	☎(3541)9228
7	(株)小林商会	新川2-6-1	☎(3551)9980
8	(資)杉山モータース	日本橋室町4-1-8	☎(3241)2079
9	自転車や りんりん中央店	月島3-11-4	☎(3520)8981
10	サイクルショップ ルナ	月島1-20-10	☎(3536)5323
11	小川サイクル	月島3-13-7	☎(3531)0507

別表2

種 別	補償内容		
	損害内容	青 色	赤 色
傷害補償	死亡・重度後遺障害(1～4級)	一律 30万円	一律 100万円
	入院加療15日以上(の傷害)	一律 1万円	一律 10万円
賠償責任補償	死亡・重度後遺障害(1～7級)	限度額 1,000万円	限度額 1億円
被害者見舞金	入院加療15日以上(の傷害)	－	一律 10万円

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページアドレス
Eメールアドレス

中等度難聴児発達支援事業 (補聴器購入費助成)

身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

対 象

区内在住の18歳未満の児童で、次の要件を全て満たす方

- ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない方
- ・両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得などの一定の効果が期待できると医師が判断する方

◎既に購入された商品については助成対象となりませんのでご注意ください。

◎所得要件があります。申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

障害者福祉課相談支援係

☎(3546)6032
FAX(3544)0505

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

年金特別徴収とは

公的年金を受けている方の納税の便宜を図る目的で、公的年金を支給する際に個人住民税(特別区民税・都民税)を差し引いて行う徴収のことです。

対 象

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給している方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

ただし、次に該当する方は対象になりません。

- ・年金収入のみの方(65歳以上)で公的年金所得だけでは非課税となる方(例えば単身の方は年金収入額155万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額211万円以下の方)
- ・公的年金から差し引く住民税額が老齢基礎年金額を超える方
- ・中央区で介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ・配当割控除額または株式等譲渡所得割控除額が均等割額以上ある方

◎対象となる年金は老齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする公的年金です。

◎特別徴収の対象税額は、前年中の公的年金所得に係る個人住民税の所得割額および均等割額となります。

年金仮徴収

がん患者のウィッグや胸部補整具等 購入費用の助成

外見の変化を伴うがん治療中の方の就労などの社会参加を応援するため、ウィッグ(かつら)や胸部補整具の購入費用の一部を助成します。

対 象

次の全ての要件に該当する方

- ・申請時、中央区に住民登録のある方
- ・がん治療中の方
- ・がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除などにより、ウィッグや胸部補整具を必要とする方
- ・本事業において助成金の交付を受けたことがない方、また、他の法令などに基づく同種の助成などを

受けたことがない方

助成対象品

- ・ウィッグ(かつら)(ウィッグ装着時に必要なネットを含む)
- ・胸部補整具

助成金額

購入費用の半額(上限3万円、消費税を含む)

申請方法

助成対象品を購入した日の翌日から1年以内に、必要書類を揃えて中央区保健所へ郵送してください。

◎詳しくはお問い合わせください。

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更をして納付書によって納めていただく場合や、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しする場合があります。

計算結果は、6月10日(水)に発送する「特別区民税・都民税納税通知書」に記載していますので、ご確認ください。

納税通知書記載内容

納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。

- ・本年度特別徴収税額(仮徴収分4・6・8月徴収分と本徴収分10・12・2月徴収分)
- ・翌年度仮徴収額(翌年4・6・8月徴収分)
- ・普通徴収税額(公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額)
- ・給与から特別徴収される税額

◎令和2年度の住民税が仮徴収を下回っている場合は、別途還付通知書をお送りしますので、ご了承ください。

区税務課課税係

☎(3546)5270

特別区民税・都民税納税通知書記載イメージ

公的年金からの特別徴収は、公的年金受給者の納税の利便や市区町村における徴収の効率化を図る観点から行われています。

普通徴収				
期別	納期限	納付税額(円)		
年金特別徴収(今年度徴収分)				
回数	納期限	納付税額(円)		
第1回	令和2年 4月分			10,000
第2回	令和2年 6月分			10,000
第3回	令和2年 8月分			10,000
第4回	令和2年 10月分			2,000
第5回	令和2年 12月分			2,000
第6回	令和3年 2月分			2,000
年金特別徴収(翌年度仮徴収分)				
回数	納期限	納付税額(円)		
第1回	令和3年 4月分			6,000
第2回	令和3年 6月分			6,000
第3回	令和3年 8月分			6,000

引き続き前年度から年金特別徴収となる場合、納付額はありません。他に普通徴収税額がある場合や年金特別徴収初年度の場合は表示されます。

年金特別徴収のうち、4月支給分以後の仮徴収金額を表示しています。

年金特別徴収のうち、10月支給分以後の本徴収税額を表示しています。

翌年度に年金支給額から仮徴収を行う金額を表示しています。この金額は前年度分の年金特別徴収税額を6等分した額になります。

年金特別徴収 令和元年度(初年度) 例 年税額 60,000円 の場合

普通徴収(個人納付)		特別徴収(本徴収)		
6月	8月	10月	12月	2月
年金特別徴収税額の2分の1を2回に分けて各納期ごとに個人納付		年金特別徴収税額の2分の1を3回に分けて年金から特別徴収		
15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

年金特別徴収 令和2年度(次年度) 例 年税額 36,000円 の場合

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度分の年金特別徴収税額の6分の1を1回分として4月、6月、8月の3回で年金から特別徴収			年金特別徴収税額から仮徴収を差し引いた残りを10月、12月、2月の3回で年金から特別徴収		
10,000円	10,000円	10,000円	2,000円	2,000円	2,000円

禁煙外来医療費助成

助成対象

区内在住の禁煙を希望する方で、健康保険が適用される禁煙外来での治療に要する医療費

定 員

60人(先着順)

助成額

自己負担額(上限1万円)

手続き方法

治療前に「禁煙外来医療費助成登録決定通知書」の交付を受ける必要がありますので、事前に中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手

続きをしてください。また、禁煙治療終了後、1年以内に中央区保健所、日本橋・月島保健センターで費用助成の手続きをしてください。

禁煙治療の概要

条 件

- ①ニコチン依存度テストで5点以上
- ②1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数=200以上(34歳以下はこの条件は不要)
- ③1カ月以内に禁煙を始めたいと思っている
- ④禁煙治療を受けることに文書で同

意している

◎健康保険などで禁煙治療を受けれない医療機関もあります。

費用など

一般的には計5回の診察で自己負担額は13,000円~20,000円程度(処方薬代含む)

受動喫煙の害

たばこの煙には4,000種類以上の化学物質が存在し、その中の60種類以上の物質については発がん性が指摘されています。喫煙は喫煙者本人ばかりでなく周囲の非喫煙者の健康にも悪影響を与えます。喫煙による健康への影響は、心臓血管疾患、呼吸器系疾患、がんなどがあります。特に、がんのリスクはさまざまな部位で、例えば、肺がんのリスクは4.5倍と非喫煙者と比べ高いことが分かっています。

禁煙にチャレンジしてみましょう

禁煙外来では医師や看護師からの力強いサポートを受けながら禁煙に取り組むことができ、自力での禁煙に比べても禁煙率が高まることも示されています。

禁煙に失敗した経験のある方、なかなか一歩踏み出せない方など、この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係
☎(3661)5071
月島保健センター健康係
☎(5560)0765

中央区国民健康保険

「データヘルス計画」保健事業の実施

区では国民健康保険に加入されている方を対象に、健康寿命の延伸や生活習慣病重症化予防対策として、レセプト(診療報酬明細書)データと特定健診結果などを分析し、健康に関わる保健事業を実施します。ぜひ

ご活用ください。

なお、委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などの連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

生活習慣病治療中断者受診勧奨事業

令和2年度
国民健康保険料納入通知書の送付

令和2年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬に全加入世帯へ郵送します。保険料は、確定した前年中の所得をもとに計算します(別表1のとおり)。

均等割額軽減制度

世帯の所得が一定以下の場合、保険料の均等割額が軽減されます(別表2のとおり)。

納付方法

保険料の支払いは、6月から翌年3月までの10回割です。

通知書には、各月納期分の納付書と、1年間分の全納用納付書を付けています。一括で納付できる方は、ご協力ください。

◎コンビニエンスストアでも納付できます。

納付方法が年金からの天引きの方

2カ月に一度の年金受給月に保険料を天引きします。対象は、次の条件を全て満たす世帯です。

- ・世帯主が国保被保険者
- ・世帯全員が65～74歳
- ・世帯主が年間180,000円以上の年金を受給し、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の

区政への提案をお待ちしています

区内に在住、在勤、在学の皆さんから区政に対する提案をいただき、その内容を区政に生かしていく制度です。皆さんからの独創的なアイデアをお待ちしています。

提案できる方

満18歳以上で、次のいずれかに該当する方

- (1)区内に住所を有する方
- (2)区内に存する事務所または事業所に勤務する方
- (3)区内に存する学校に在学する方

◎区議会議員および区職員などは除きます。

提案の内容

提案は、創意工夫に基づく建設的な内容で、かつ、具体的妥当性を有する、次のいずれかに該当するものとします。

- (1)区民福祉の向上に関すること
- (2)行政のサービス水準の向上に関すること
- (3)公益上有効なものであること

提案の方法

次のいずれかの方法により行ってください。

- (1)専用の提案書に記載し、専用封筒で広報課へ郵送または持参する

◎提案書および専用封筒は、区役所2階広報課、日本橋・月島特別出張所の他、区施設で配布しています。なお、提案書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

(2)区のホームページから専用入力フォームを利用して投稿する

◎必要事項の記載漏れがある場合は提案として受け付けできません。

提案できない内容

次のいずれかに該当するものは、提案として受け付けできません。

- (1)特定の個人または団体を誹謗中傷するもの
- (2)国際情勢、社会情勢・国政などに関するもの
- (3)営利を目的とするもの
- (4)宗教、思想などに関するもの
- (5)匿名によるもの
- (6)(1)～(5)に掲げるものの他、区長が不適当と認めるもの

提案検討結果の公表

いただいた提案は、実現の可能性、既存事業との関係性、費用対効果、効率性などの調査検討をし、その結果を区のホームページおよび「区のおしらせ ちゅうおう」で公表しますが、

生活習慣病の受診歴がある方で治療中断が確認された対象の方へ、7月以降に受診勧奨の案内を郵送します。

糖尿病性腎症重症化予防事業

保健師、管理栄養士などの専門職による、食事や運動などの生活習慣病を改善するための相談支援を行います。6月以降に対象の方へ郵送でご案内します。

受診行動適正化指導事業(訪問健康相談)

複数の病院でもらった薬の影響、重複・頻回受診の確認、療養の仕方、医療機関や福祉サービスの利用方法などについて、保健師などの専門職が相談や助言を行います。7月以降に対象の方へ郵送でご案内します。

☎保険年金課給付係

☎(3546)5361

別表1

基礎分保険料(加入者全員の方が納める保険料)

均等割額

1人当たり 39,900円×加入者数

限度額は世帯で630,000円

+

所得割額

加入者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0714

後期高齢者支援金分保険料(加入者全員の方が納める保険料)

均等割額

1人当たり 12,900円×加入者数

限度額は世帯で190,000円

+

所得割額

加入者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0229

介護分保険料(40～64歳の方が納める保険料)

均等割額

1人当たり 15,600円×第2号被保険者数(※)

限度額は世帯で170,000円

+

所得割額

第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×0.0134

(※)第2号被保険者：40～64歳の方
なお、65歳以上の方の介護保険料は、国民健康保険料とは別に納めていただきます。

合計額が1年間の保険料

◎賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除330,000円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)のことです。

別表2

軽減割合	軽減判定基準
7割	世帯主と加入者全員の前年中の総所得金額等の合計が330,000円以下
5割	世帯主と加入者全員の前年中の総所得金額等の合計が330,000円+(285,000円×加入者数)以下
2割	世帯主と加入者全員の前年中の総所得金額等の合計が330,000円+(520,000円×加入者数)以下

◎加入者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含みます。
◎軽減判定は、令和2年4月1日(令和2年4月2日以降に新規加入した世帯は、資格取得日)時点の世帯状況により行います。

提案者への個別回答はいたしません。

令和元年度区政への提案結果

令和元年度は、「区政への提案」に27件お寄せいただき、3件について提案に対する検討を行いました。その他の7件は匿名などの理由で不受理、17件は区への意見・要望であることから「区長への手紙」として回答いたしました。

寄せられた提案の要旨

たたかう東京・江戸文化の街へ

提案の内容

江戸時代にあった伝馬町牢屋敷、元吉原大門、武家屋敷などを跡地に復元し、観光ルートとする。

調査検討結果

ご提案の歴史的建造物については、遺跡および当該建造物の位置・規模・形式・意匠・材質・工法などに関して十分な根拠を持つ資料が少なく、正確性を持った再現が困難です。そのため、ご提案については採用できませんが、区内の観光ルートづくりについては、今後とも積極的に取り組んでまいります。

養育費不払い問題への対応

提案の内容

養育費の不払い分を区が補填する事業を開始し、子どもの権利を守る。

調査検討結果

養育費支援を行うに当たっては、私人間の問題に対する支援について

の整理、プライバシーに関わる個人情報取り扱い、人材の確保などさまざまな課題があることから、国の養育費立て替え制度創設への取り組みを注視していきたいと存じます。

なお、2020年4月、改正民事執行法の施行により、債務者の預貯金などに関する情報が裁判所を通じて得られるようになったことから、相談の際には、養育費の取り決めに公正証書などの文書で行うようにご案内をするとともに、パンフレットなどでも積極的に広報してまいります。

以上のことから、現時点ではご提案について採用できません。

お一人様でも安心して旅立てる区に

提案の内容

生前に書類と費用を区に納め、死亡した際に必要な諸手続きを区が代行する。

調査検討結果

葬儀などの事前準備として、事前に区へ各種書類と費用・財産を納めるような仕組みは、お預かりした書類の情報や財産の長期にわたる保管、逐次、定期的な内容の更新など課題が多く、ご提案の採用は困難です。

区では、弁護士などによる専門相談やいわゆる死後事務の委任契約が利用できるサービスをご案内しています。

☎広報課広聴係

☎(3546)5222

凡例

お問い合わせ(申込)先

HP

ホームページアドレス

Eメール

メールアドレス

凡例

日 時

場 会 場

対 象

内 容

定 員

費 用

申 込 方 法

申 込 期 間

問 合 せ

先 着 順

HP

ホ ー ム ペ ー ジ

ア ド レ ス

E

メ ー ル

ア ド レ ス

情報コーナー

遊ぶ知る

学ぶ

保健・医療・福祉

特定健診・がん検診

対40歳以上の区内在住者
内4・5月生まれの方へ「がん検診等受診券」を6月下旬ごろ発送します。
費無料(ただし、精密検査および検診内容以外の検査は受診者負担)
◎誕生月が6月以降の方で、早めの受診を希望される方はご連絡くだ

若年期からの生活習慣病予防事業

30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック
生涯にわたり健康な生活を送るため、30歳と35歳の方を対象として、生活習慣病予防の健康教育と健康診断を併せて行う「30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック」を実施しています。対象の方には、個別に通知します。

ママの健康チェック

別表1	
	30・35健康チェック (サンマル・サンGO!健康チェック)
実施日	9月25日(金)、10月30日(金)、11月27日(金)、令和3年1月22日(金)、2月26日(金)、3月26日(金) ◎いずれも、全ての実施日に申し込み可能です。
受付時間	①午前8時45分 ②午前9時 ③午前9時15分 ◎所要時間は2時間30分程度です。
会 場	中央区保健所
対 象	別表2のとおり
内 容	健康教育(食生活、お口の健康、心の健康、運動の実技) 問診・測定など(身長、体重、腹囲、血圧、骨密度)、血液検査、尿検査
定 員	45人(先着順)
託 児	託児付き(定員あり・予約制)
費 用	無料
申し込み方法	電話で申し込む。 ◎【前期】は現在予約受付中です。 ◎【中・後期】は8月24日(月)から予約の受け付けを開始します。

別表2	
通知時期	35歳の対象者
前期	4月中旬
中期	8月中旬
後期	

東京都予防医学協会での乳がん検診

【日時など】
別表3のとおり
◎受付時間は指定されます。日時の変更は受診券到着後に検査機関に直接ご連絡ください。
対①区内在住の36歳以上(昭和60年3月31日以前に生まれた方)の女性で4月1日から令和3年3月31日の間に誕生日に達して偶数歳に

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

さい。
◎「区のおしらせ ちゅうおう」4月21日号に掲載した乳がん・子宮がん検診について、受診券の発送時期および受診期間に変更がありました。詳しくは区のホームページ「がん検診・肝炎ウイルス」をご覧ください。
問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397
HPhttps://www.city.chuo.lg.jp/kenko/kenko/gan/index.html

産後の母親の健康維持やご家族の健康づくりのため、生後4カ月から1歳未満のお子さんを持つ母親を対象に、健康教育と健康診断を併せて行う「ママの健康チェック」を実施しています。
共 通
【日時など】
別表1のとおり
◎詳しくはお問い合わせください。
問中央区保健所健康推進課予防係
☎(3541)5930

1 講座名など
2 氏名・ふりがな
3 〒・住所
4 電話番号
5 年齢
6 その他必要事項

◎図に〒・住所が記載されていない場合の宛先は
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
〇〇課〇〇係(図の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能

次の方は検診ができませんので、ご注意ください。
・妊娠中または妊娠している可能性がある方
・授乳中または断乳後、半年未満の方
・乳がんで治療中または経過観察中の方
・豊胸手術をした方
・腰痛などのため、立って体を反らすことが難しい方
次の方は問診・視触診の結果によっては、マンモグラフィ検査ができない場合があります。
・乳腺のはりが強い方
・心臓ペースメーカーを使用してい

日 程		8月1日(土)～12月25日(金)	
		月～金曜日 (祝日・休日を除く)	土曜日 (第2・4土曜日を除く)
定 員	午前	9時～11時	1人
	午後	1時～3時	1人
会 場		東京都予防医学協会(市ヶ谷駅下車)新宿区市谷砂土原町1-2	

認知症サポート電話

保健師やソーシャルワーカーなどの専門職員が、認知症ではないかと思い悩んでいるご本人や、認知症の方を介護されているご家族のさまざまな悩みについての相談を、電話でお受けします。匿名でも構いません。必要に応じて、自宅にお伺いするこ

講座・催し物

福祉体験講座

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターでは、講師ボランティアの協力のもと、ボランティア活動や地域福祉活動に関心のある区内の学校、企業、団体などに出向き、福祉体験講座を実施しています。
【福祉入門】
「福祉とは」「ボランティアとは」など、基本的な内容を学びます。障害のある方が講師になり、体験談をお話していただくこともできます。
【アイマスク体験】
アイマスクを着用し、視覚障害者の日常生活について考えます。ゴールボールなど、障害者スポーツの簡単な体験もできます。
【車いす体験】
車いすを押すことと、乗ることの両方を体験し、バリアフリーについて考えます。使用にあたっての注意事項や操作方法を学ぶことができます。
【シニア体験】
おおむね80歳の身体状況を体験できる装具を着用し、高齢者の日常生活・食事・歩行の疑似体験を行います。
【手話体験】
聴覚障害のある方や手話通訳者や手話でコミュニケーションを取りな

る方
・マンモグラフィ検査ができないと医師が判断した方
次の方は、検診ではなく医療機関での診療をお勧めします。
・乳腺の病気がある方
・しこりや乳頭分泌など、いつもと違う症状がある方
閉経前の方が検診を受ける時は、月経が終わって1週間程度の時期に検査を受けると、検査時の圧迫による痛みが緩和されます。
◎乳がん検診は区内医療機関でも実施しています。
問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397

ともできます。
【電話相談】
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時
費無料
【相談専用電話】
☎(3546)5286
問介護保険課地域支援係
☎(3546)5379

がら、基本的なあいさつや指文字などを学びます。
【点字体験】
「見えないとはどういうことか」を考えながら身近にある点字について学ぶとともに、点字板を用いて点字を打つ体験をします。
◎事前に打ち合わせが必要となりますので、実施希望日の2カ月前までにお問い合わせください。
問中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センター
☎(3206)0560
FAX(3206)0601
Evc@shakyo-chuo-city.jp

税

給与所得者が年の途中で退職した場合の特別区民税・都民税の納付方法

次のいずれかの方法で特別区民税・都民税を納めてください。
・退職時に特別徴収により、まとめて納める
・普通徴収により納める
・転職した場合で、転職先の会社の給与から引き続き特別徴収により納める
◎退職した場合は、特別徴収義務者(給与支払者)から異動届出書の提出が必要です。
問税務課課税係
☎(3546)5270

特別区民税・都民税の減免・猶予申請

生活保護を受けているときなどは減免の制度があります。
また、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な方には、徴収猶予の特例制度があります。
◎申請期限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。
問・減免申請について
税務課課税係
☎(3546)5270
・徴収猶予の特例制度について
税務課整理係
☎(3546)5279

特別区民税・都民税(普通徴収分)第1期分の納期など

特別区民税・都民税(普通徴収分)の納税通知書および納付書を6月10日(水)に郵送します。
第1期分の納期限は、6月30日(火)です。
金融機関、郵便局、コンビニエンスストア・モバイルレジ(納付書に記載された額が300,000円以下のバーコードのあるもの)または区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で納めてください。
なお、モバイルレジについては、携帯電話による利用は終了しました。スマートフォンをご利用ください。
また、確定申告期限が延長された影響により、確定申告書を提出されていても、申告の内容が反映されていない場合があります。
問税務課収納係
☎(3546)5276

中央都税事務所からのお知らせ
6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期

納税通知書は、6月1日(月)に発送します。お近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで6月30日(火)までに納めてください。
納税には、安心して便利な口座振替が利用できます。
また金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。
問中央都税事務所
☎(3553)2151
・口座振替の申し込み方法などについて
都主税局徴収部納税推進課
☎(3252)0955

手帳 国保・年金

交通事故で国民健康保険を使うときには必ず届け出を

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)から受けたけがの治療費は、原則として加害者が負担すべきものです。
しかし、加害者がすぐに治療費を払えないなど、やむを得ない場合は、区に届け出(第三者行為による傷病届)を行うと国民健康保険証を使って治療を受けることができます。
国民健康保険証を使ったときは、治療費から一部負担金を除いた額を、

国民健康保険が加害者の代わりに医療機関などへ立て替えて支払い、後日加害者に立て替えた分を請求します。
なお、次のようなときは、国民健康保険証は使えません。
・加害者から既に治療費を受け取った、または示談を済ませたとき
・業務中や通勤中の事故のとき
・被害者が、飲酒運転や無免許運転などの違法行為をしていたとき
問保険年金課給付係
☎(3546)5360

後期高齢者医療制度加入者へのジェネリック医薬品差額通知の送付

この通知は、処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代が軽減される見込み額をお知らせするものです。ジェネリック医薬品を使うことで、医療の質を落とすことなく、皆さんの薬代の負担を軽くするとともに、後期高齢者医療広域連合が負担する医療給付費も低く抑えることができます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。
対・主に生活習慣病などの医薬品が処方されている方
・薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
◎この通知は7月以降に送付します。
◎通知の受け取り後に特に手続きは必要ありません。
◎ジェネリック医薬品を使うときは、医師や薬剤師にご相談ください。
問保険年金課給付係
☎(3546)5361

国民健康保険料は納期限までに納付を

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療機関にかかれるように、加入者が日頃から収入に応じて保険料を出し合い、医療費に充てる「相互扶助」の制度です。皆さんが納める保険料と、国や都からの補助金などによって医療費の支払いなどの事業を行います。必ず納期限内に納めましょう。
納付期限を過ぎても納付がない方には督促状をお送りしています。
その後、災害などの特別な理由もなく一定期間が経過しても納付がない場合、法律に基づき滞納のある方の預貯金、生命保険、不動産などの財産を調査し、差し押えなどの滞納処分を行う場合があります。
また、保険料の納付が困難な場合は、そのままにしないで早めにご相談ください。
問保険年金課収納係
☎(3546)5365
国民年金の年金額について

令和2年4月分(6月15日支払分)からの年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%の増額となります。
6月15日(月)の支払いに向けて、6月3日(水)から、順次日本年金機構から通知書を送付します。
問中央年金事務所お客様相談室
☎(3543)1411(代表)
(代表電話から音声案内で1番を選択後、2番を選択)

その他

中央区介護人材確保支援事業

対区内介護サービス事業所での就労を希望する方(区内在住者に限りません)
内・介護職員初任者研修(15日程度。受講場所をご自身の通いやすい場所を選ぶことができます)
・職場見学・職場体験
・キャリアカウンセリング
・区内介護サービス事業所とのマッチング(お一人お一人の希望に合った事業所を紹介します。面接の支援も行います)
・就業後の定着支援
◎本事業は、区が(株)シグマスタッフに事業委託をして実施します。
定12人
[選考方法]書類選考および面談があります。
費無料
申(株)シグマスタッフへ電話で申し込む。
◎申し込みは随時受け付けています。
問・中央区介護人材確保支援事業への参加について
(株)シグマスタッフ
☎(6806)1211
・中央区介護人材確保支援事業について
介護保険課指導担当
☎(3546)5749

暴走族追放強化期間
6月1日(月)～30日(火)
～暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から～

これからの時期、区内では暴走族の活動が活発になり、道路交通秩序や周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼします。
区では、都・警視庁をはじめ教育委員会や区内4警察署などの関係機関・団体と連携し、暴走族の不法行為の防止や青少年の健全育成、二輪車などの交通事故防止を図ることを目的に、「暴走族追放強化期間」を設けて、区民の皆さんとともに暴走族追放の活動を推進します。
[推進重点]
・暴走族追放に向けた気運の醸成と環境づくり
・暴走族および車両の不法改造業者に対する指導・取り締りの強化
・暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱・立ち直り支援対策
・暴走行為追放の呼び掛けを通じた交通安全意識の向上
・青少年への声掛け・対話を通じた健全育成および非行防止活動
問環境政策課交通対策係
☎(3546)5443

夏季期間における
児童館会計年度任用職員
(保育補助)の募集

[勤務期間]7月13日(月)～8月23日(日)
[勤務時間]①午前9時～午後5時15分②午前9時～午後1時③午前11時15分～午後5時15分
[勤務場所]築地児童館、浜町児童館、月島児童館

[応募資格]18歳以上の方(高校生不可・①および②は保育士資格の有無は不問、③は保育士資格取得者)
[募集人数]8人程度
[賃金]①日額8,616円②日額5,370円③日額7,130円
◎交通費は別途支給します。
申6月12日(金)までに写真付きの履歴書を持参または郵送する。
◎履歴書の備考欄には勤務期間中の勤務可能な日を記入してください。
[採用結果]面接の上、7月初旬ごろまでに連絡します。
問〒104-0054
中央区勝どき1-4-1
子ども家庭支援センター事業係
☎(3534)2103

保育園の夏季期間における
会計年度任用職員
(保育所支援員)の募集

[勤務期間]8月上旬ごろ～9月上旬ごろまで
◎7月中の勤務もできます。勤務開始時期は相談してください。
[勤務時間]午前8時45分～午後5時(休憩1時間)
[応募資格]18歳以上の方(高校生不可・保育士資格の有無は不問)
[募集人数]20人程度
[賃金]日額8,616円(交通費別途支給)
申写真付きの履歴書を区役所6階子育て支援課に持参または郵送する。募集人員に達するまで募集します(おおむね7月中旬ごろまで)。
◎履歴書の備考欄には勤務期間中の勤務可能な日を記入してください。
[採用結果]随時面接を行い、決定します。
問〒104-8404
中央区築地1-1-1
子育て支援課公立保育園係
☎(3546)5344

教科書の展示
～意見をお聞かせください～

今年度は、令和3年度から使用する中学校教科書を採択する年度です。教育委員会では、中学校教科書の見本を展示し、区民の方の意見も参考にしていますので所定の用紙により意見をお寄せください。
[展示期間]6月1日(月)～7月2日(木)(土・日曜日を除く)
午前9時～午後5時
場教育センター4階「教科書センター」
問指導室教職員係
☎(3546)5534
教育センター
☎(3545)9201

6月は
外国人労働者問題啓発月間

外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です。
また、外国人労働者の雇い入れ・離職の際には、その氏名、在留資格などについて、管轄のハローワークへ届け出る必要があります。
詳しくはお問い合わせください。
問飯田橋公共職業安定所事業所第二部門
☎(3812)8609
(部門コード32#)

凡例
お問い合わせ(申込)先
HPホームページアドレス
Eメールアドレス

「オリジナルポストカード」
新作の販売

観光協会では、令和元年度「観光写真コンクール」入賞作品の中から厳選した5点を「オリジナルポストカード」にして、1枚50円(税別)で販売します。

また、中央区に転入の手続きをされた方には、1セット(5枚入り・広告付き)を区役所、日本橋・月島



▲トワイライト



▲春うらの隅田川



▲華やかな街

特別出張所の窓口で7月1日(水)から無償配布します。

いずれも中央区の素晴らしい風景ですのでぜひご利用ください。

販売開始日
6月1日(月)

販売場所

- ・中央区観光協会(銀座1-25-3 京橋プラザ3階)
- ・中央区観光情報センター(京橋2

ー2-1 京橋エドグラン内地下1階)

作品名

- ・トワイライト
- ・春うらの隅田川
- ・華やかな街
- ・宵の交差点
- ・小春日和

問中央区観光協会
☎(6228)7907

6月23日(火)～29日(月)は
「男女共同参画週間」
そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。
ワクワク・ライフ・バランス

男性と女性が、家庭で、学校で、職場で、地域で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく、区民の皆さん一人一人の理解と取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

男女共同参画を推進する区の施策

区では、男女一人一人の人権と個性が尊重され、みんなが能力を発揮できる地域社会の実現を目指して、「中央区男女共同参画行動計画2018」を平成30年3月に策定しました。

この計画に基づき講座・講演会などの開催や中央区男女共同参画ニュース「Bouquet(ブーケ)」の発行、女性相談事業、男女共同参画を推進する団体への支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業などを行っています。

◎「中央区男女共同参画行動計画2018」は、女性センターや区のホームページでご覧いただけます。

問総務課女性施策推進係
☎(5543)0651

HP女性センター「ブーケ21」
<http://bouquet21.genki365.net/>

障害者の
虐待通報・相談窓口

障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の切れ目ない支援を行うため、虐待通報・相談窓口を設けています(別表参照)。介護者の急な病気など、緊急時の短期入所についてもご相談ください。

窓 口	受付日時	電話番号
障害者福祉課 相談支援係	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ◎電話による通報・緊急時の連絡は夜間、土・日曜日、祝日も受け付けます。	☎(3546)5634
福祉センター (基幹相談支援センター)	午前9時～午後6時	☎(6264)3957
中央区保健所健康推進課 (保健担当)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	☎(3541)5963
日本橋保健センター (保健担当)		☎(3661)5071
月島保健センター (保健担当)		☎(5560)0765

6月は食育月間

食育で食べる力を育もう

トマトサン ビーマンガー にんじんマル

中央区食育野菜キャラクター

「食育」とは、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みなので、子どもはもちろん、大人になっても食育を通じて、「食べる力」を育むことは重要です。毎年6月の食育月間では、国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図ることとしています。

区では、食育月間に日常生活の基盤である家庭において、家族一緒に楽しく食べる「共食(きょうしょく=誰かと食事を共にすること)」の推進を図るため、共食推進運動を重点的に実施しています。共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進する大切な時間と場になります。この機会に、日頃の食生活を見直したり、家族そろって楽しく食卓を囲むなどできることから食育を始めてみませんか。

共食の
良いところ

食について学べる機会となる～日本の食文化を親から子へ～

行事

旬

作り方

マナー

副菜

主菜

主食

汁物

和食の配膳の基本「一汁三菜」

区のホームページの「食育ガイド」で食育情報やレシピを紹介しています。

問中央区保健所健康推進課栄養担当 **☎**(3541)4260

「上を向いて歩こう」
プロジェクト
動画・画像募集中

中央区町会連合会では、新型コロナウイルス感染症の影響の中、区民の皆さんに少しでも希望を感じていただきたく「上を向いて歩こう」プロジェクトを開始しています。

このプロジェクトでは、区民の皆さんが所属する町会・自治会名とともに投稿していただいた「上を向いて歩こう」の歌唱や笑顔の画像をまとめた動画を作成してYouTubeで公開します。

対 象
区内在住・在勤・在学者

費 用
無料(通信費は自己負担)

投稿方法
6月17日(水)までに、中央区町会連合会のLINEアカウント(ID: @748cmaiv)に、所属する町会・自治会名とともに歌唱している動画や笑顔の画像を投稿する。

◎投稿しても採用されない場合があります。

◎投稿のための不要不急の外出や集合は控えてください。

◎投稿時は中央区町会・自治会ネットの注意事項を必ず確認してください。

問中央区町会連合会事務局(地域振興課コミュニティ支援係内)
☎(3546)5337

中央区町会連合会
LINE公式アカウント

中央区町会・自治会ネット

(8)

「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、J Rの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。